



危険性は社会通念上無視しうる程度!?
ふざけるな!!

大分地裁は九月二八日、四国電力伊方原発三号機（愛媛県伊方町）の運転差し止め仮処分を求めた大分県民らの訴えを、「危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理され、客観的に見て安全性に欠けるところがない」として却下しました。

伊方原発の近くには国内最大級の中央構造線断層帯があり、四国沖で起きる南海トラフ地震による被害も懸念されているのです。大分地裁は日

本に住むすべての人から地震が原発に及ぼす危険性について意見を聞いたうえで「社会通念上無視できる」と言い切っているのでしょうか。まったくふざけた判断です。

争点となった耐震設計の目安となる「基準地震動」と原発稼働の前提となる「新規制基準」について、大分地裁は全面的に合理性を認め、阿蘇山の破局的噴火リスクについては、現在のマグマだまりの状況や前兆現象の有無などから「差し迫っ

たものでない」と退けました。

しかし現在の科学では、いつ、どこで、どんな規模の地震や火山噴火が起きるか予知できません。現に最大震度七を観測し大きな被害をもたらした北海道地震は存在の知られていなかった断層が引き起こしたものののです。近い将来起こると想定されている南海トラフ地震でも、その想定を超える揺れと津波が伊方原発を襲わないとは誰も断言できません。

また、これに先立つ九月二五日、広島高裁が阿蘇山の噴火リスクを理由に、九月三〇日まで運転差し止めを命じた伊方三号機仮処分を異議審で覆しました。広島高裁も原発立地の適合性に関し「自然災害の危険をどの程度容認するかという社会通念を基準とせざるを得ない」との考え方を示しました。

「社会通念」はその時その時で変わります。そんなものを基準に私たちに危険を押し付ける大分地裁と広島高裁の判断は間違っています。

アート・アド分会 N